

小櫃公民館マスコットキャラクター募集要項

1 目的

令和6年度に開館50周年を迎える小櫃公民館では、地域の魅力をアピールし、小櫃をもっと元気に盛り上げるためにマスコットキャラクターを募集します。

2 募集するキャラクターの概要

小櫃地域の文化、自然、観光資源や特産品等をイメージでき、誰もが親しみや愛着を感じるようなキャラクター

3 応募資格

(おとなの部) 小櫃地区に在住・在勤している中学生以上の方

(子どもの部) 小櫃小学校に通う児童4・5・6年生 ※すでに募集済み。今回は【おとなの部】の募集

4 募集期間

令和6年4月25日(木)から8月31日(土)

5 応募規格・規定

(1) 応募は一人につき一点のみ応募できます。

(2) 作品は、A4版の白い紙に描画してご応募ください。色塗りの画材について、クレヨン、色鉛筆、絵の具など種類を問いません。

(3) 応募作品は、次の条件を満たすものとします。

- ・作品は、応募者自身が創作したもので、未発表作品のもの
- ・他人の著作物や作品を模倣しないこと

6 応募方法

公民館窓口へ直接持参、もしくは申請サイト(LoGo フォーム)でデータをご提出ください。紙で提出する場合は窓口で応募用紙【マスコットキャラクターの愛称・作成者の氏名と住所(在勤の場合は勤め先の住所)、連絡先(電話番号もしくはメールアドレス)】の記入をお願いします。

7 選考

応募作品の中から最優秀作品1点、優秀作品2点を決定します。

8 賞品

最優秀賞及び優秀賞に選ばれた方に賞品と表彰状を授与します。

(受賞者が未成年の場合は、親権者の同意を必要とさせていただきます)

9 審査発表

入賞者ご本人に通知するとともに、小櫃公民館ホームページで発表(11月ごろ)します。

10 著作権等

(1) 採用作品に関する著作権法第27条および第28条を含むすべての著作権は、小櫃公民館に帰属します。なお、採用作品は小櫃公民館が責任をもって保護いたします。

(2) 採用作品は必要に応じて、キャラクターのデザインや色彩の一部を改変する場合があります。

11 留意事項

(1) 応募作品の返却はできませんのでご了承ください。

(2) 応募に必要な経費等は応募者の負担とします。

(3) 選考基準に関する問合せはご遠慮ください。

(4) 採用作品が、第三者の知的財産権を侵害する場合、その他本要項の規定に違反していることが判明した場合は、採用決定後であっても採用を取り消すものとします。また、第三者の作品と類似のおそれがあると認められる作品も採用を取り消す場合があります。

(5) 個人情報について、キャラクターデザイン募集に関する以外に、無断で使用することはありません。